

## 平成27年度 第7回庁議要旨

日時：平成27年7月6日（月）

午前9時～

会場：庁議室

### [審議事項]

#### 1 石巻市空き家等活用・移住促進事業補助金について（復興政策部）【継続審議分】

空き家、空き店舗及びそれらの一部（以下「空き家等」という。）を活用して移住希望者及び中長期滞在希望者（以下「移住希望者等」という。）向けの居住施設を整備するとともに、移住希望者等が定着するための取組みに対して助成するもの。

##### (1) 主な内容

###### ア 補助対象となる者

NPO団体等

###### イ 補助対象事業

上記目的のために実施する以下の事業。ただし、①および②の事業を実施することとする。

##### ① 移住者マッチング事業

###### i 移住希望者等向け情報提供事業

移住希望者等を募集するためにウェブサイトの構築、パンフレットの作成、説明会、セミナー等を実施する事業。

###### ii 受入態勢整備調査事業

移住希望者等を受け入れるための空き家等を提供する建物所有者を募集するためのウェブサイトの構築、パンフレットの作成、説明会、セミナー等を実施する事業。

###### iii 相談等事業

移住希望者等が入居した場合に、定着するための相談会や地元との交流を実施する事業。

##### ② 建物改装事業

移住希望者等を受け入れるための居住機能及び入居後の交流を行うための機能を整備するために建物の改装、設備設置等を実施する事業。

###### ウ 補助対象経費

賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費

###### エ 補助金額等

補助率及び上限額

①の事業：補助対象経費の10分の10 1団体あたり300万円まで

②の事業：補助対象経費の2分の1 1件あたり400万円まで

##### (2) 今後の予定

- ・ 平成27年7月：石巻市空き家等活用・移住促進事業補助金交付要綱施行
- ・ 平成27年7月上旬：公募開始
- ・ 平成27年7月下旬：交付決定
- ・ 平成28年3月：事業完了

## 2 石巻市農林水産物等輸出販路拡大支援事業費助成金交付制度の創設について（産業部）

石巻市の農林水産物及びその加工品の輸出振興に向けて、海外市場における販路の開拓を通して一層の輸出数量及び輸出品目の拡大を図ることを目的に、事業者が実施する市産農林水産物等の輸出拡大に向けた取組みや、輸出に必要となる衛生管理水準の向上に要する経費を一部助成するもの。

### (1) 主な内容

#### ア 輸出促進活動への支援

##### a 助成対象となる活動

- i 輸出拡大事業計画の策定
- ii 海外輸出環境調査（輸出品目・消費動向等の調査）
- iii バイヤー招へい及び産地PR
- iv ブランドPR
- v 輸出商品の試作
- vi 海外販売促進活動

##### b 助成要件

助成対象の i の取り組みは必須項目とし、ii から vi まで取り組みの中から3項目以上を実施することが要件となる。

##### c 助成率

助成対象経費の合計額の10/10以内（ただし、旅費については5/10以内）※助成上限額は10,000千円

##### d 実施主体

農協、漁協、農業・漁業生産組合、農林漁業者が組織する団体、水産業協同組合等

#### イ HACCP導入への支援

##### a 助成対象

FDA又はEU基準に準拠したHACCPの取得及びFSSC22000の取得に係るソフト経費

##### b 助成率

助成対象経費の10/10以内 ※助成上限額は1事業者2,500千円

##### c 実施主体

市内に農林水産物の加工場を有する事業者

### (2) 今後の予定

- ・ 平成27年7月 石巻市農林水産物等輸出販路拡大支援事業費助成金  
交付要綱制定
- ・ 平成27年7月中旬 事業者を募集
- ・ 平成27年9月上旬 助成交付事業者を決定

## 3 石巻市水産加工場生産性向上支援事業費助成金交付制度の創設について（産業部）

本市水産加工業において、少ない人員でも効率的に製品を製造できる体制を構築することを目的とし、事業者が異業種や生産性向上の専門家と連携して実施する、生産性の向上やコスト低減を行う取り組みに必要な経費を一部助成するもの。

### (1) 主な内容

ア 助成対象

- ① 今後の水産加工場の生産性向上目標を明確にした事業戦略に基づく活動計画の策定  
専門のコンサルタント会社又は専門家と合同で行う。
- ② 事業戦略に基づく活動計画に伴う改善活動の実施  
活動計画に伴い、コンサルタント会社又は専門家から改善活動を実施するのに必要な指導・助言を得る。

イ 助成要件

- ① ①及び②の事業を一連で実施すること。

ウ 助成率

助成対象経費の10/10以内 ※助成上限額は1事業者あたり2,500千円

エ 実施主体

市内に水産加工場を有する事業者

(2) 今後の予定

- ・平成27年7月 石巻市水産加工場生産性向上支援事業費助成金交付要綱制定
- ・平成27年7月中旬 事業者を募集
- ・平成27年9月上旬 助成交付事業者を決定
- ・平成28年3月 事業終了

#### 4 石巻市水産加工業高度化施設復興整備事業費補助金交付制度の創設について（産業部）

東日本大震災により被災した水産加工業及び水産流通業の事業活動の早期回復を促進するため、「高付加価値化」「生産の効率化」「衛生管理の高度化」等の水産流通加工施設の高度化を図ることを目的とし、水産加工流通設備の整備に要する経費を一部助成するもの。

(1) 主な内容

○支援のポイント

- (ア) 水産加工品の高付加価値化に必要な機械や設備の導入支援
- (イ) 生産の効率化に必要な加工機械や設備の導入支援
- (ウ) 衛生管理の高度化に必要な加工機械や設備の導入支援

ア 補助対象

水産物の処理・加工機器、自動選別機、包装用機械、衛生管理機器、出荷・搬入機器等

イ 応募要件（申請できる者は、以下の要件をすべて満たす者となります。）

- ① 本市に水産流通加工施設が所在していること。
- ② 東日本大震災による直接的又は間接的被害を受けていること。
- ③ 設備の導入により生産量の回復が十分に見込まれ、かつ、販路の回復も実施可能な民間団体であること。
- ④ 事業費の自己負担分について、適正な資金調達及び償還計画が策定されており、かつ、これらの計画が確実に実行されると見込まれること。
- ⑤ 機械や設備の導入において、その能力及び規模等が適切であること。
- ⑥ 暴力団対策法など関係諸法に抵触することがないこと。
- ⑦ 市税等の滞納がないこと。

ウ 補助率

補助対象経費の2分の1以内(1事業者あたりの補助上限額1千5百万円)。

エ 実施主体

- ① 漁業協同組合
- ② 漁業協同組合連合会
- ③ 漁業生産組合
- ④ 漁業者が組織する団体
- ⑤ 定置漁業を営む法人
- ⑥ その他の民間団体（団体又は法人企業に限る。）

(2) 今後の予定

- ・平成27年 7月 補正対応による予算措置及び交付要綱制定
- ・平成27年 7月中旬 事業者を募集（8月上旬まで）
- ・平成27年 8月下旬 選定委員会開催
- ・平成27年 9月上旬 採択事業者の決定
- ・平成27年 9月中旬 審査結果を通知
- ・平成27年10月上旬 交付決定を通知
- ・平成28年 3月 事業終了

5 防災集団移転促進事業における移転先宅地借地料の軽減期間の延長について（復興事業部）

防災集団移転促進事業において整備した移転先宅地の借地料については、市街地は30年間借地料率を1.4%かつ200㎡までを全額減免、半島部は30年間を全額減免する措置を講じているところであるが、31年目以降については、石巻市公有財産貸付料等算定基準に基づく算定率を用いることとしているため、現行の契約書では現在の5.5%となり、軽減を求める相談が寄せられていることから、被災者の不安を取り除き、住宅建築による生活再建を促進するため、借地料率の軽減期間の延長を行うもの。

(1) 主な内容

石巻市防災集団移転促進事業に係る移転先宅地に関する取扱方針(平成26年2月4日市長決裁)において、借地料率を30年間1.4%に軽減（半島部については全額減免）しているところであるが、31年目以降の借地料率も、同じく1.4%に軽減する。

(2) 今後の予定

- ・石巻市防災集団移転促進事業に係る移転先宅地に関する取扱方針の一部改正
- ・石巻市防災集団移転促進事業に伴う宅地貸付に関する事務取扱要領の一部改正

[報告事項]

1 災害時における隊友会の協力に関する協定締結について（総務部）

宮城県隊友会および各支部は、宮城県および県内17市町村と協定を締結しており、石巻市についても、隊友会会員の自衛隊で培った知識や技術を生かし防災力の向上を目指すとともに、平時から自衛隊と連携している隊友会の協力により大規模災害時において自衛隊とのスムーズな情報伝達を図るもの。

(1) 主な内容

ア 目的

石巻市内において地震、風水害その他大規模災害が発生し、又は発生の恐れがある場合において協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

イ 協力の内容

- ① 災害時に於ける派遣部隊及び石巻市行政との連絡調整
- ② 自主防災活動への参加、協力
- ③ その他、石巻市が必要と認める災害対処業務での隊友会が妥当と判断した業務

ウ 協力要請

災害時において協力が必要と認められる場合において文書および口頭により要請することができる。

(2) 締結式 平成27年7月8日

## 2 石巻信用金庫との高齢者見守りへの協力に関する協定締結について（福祉部）

石巻信用金庫が行う渉外業務等を通じ、高齢者の見守り活動に協力してもらうことにより、高齢者の孤立死等の防止を図り、高齢者が安心して自立した生活が営めるよう支援するもの。

(1) 主な内容

【対象世帯】

石巻信用金庫業務を利用する顧客とし、おもに年金受給世帯とする。

【協力内容】

石巻信用金庫が行う年金受給者に対するコスモスレディの相談訪問活動をはじめとする、渉外業務等を通じて、下記の異変等を発見した場合に市へ連絡する。

- (1) 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。
- (2) 日中にも関わらず外灯が点灯されたままであったり、日没後でもカーテンが閉められておらず、人影も確認できない。
- (3) 日常生活において異常が感じられるとの情報を近隣より得たとき。
- (4) その他、異変等が発生していると推測できる状況のとき。

(2) 締結式 平成27年7月8日

## 3 市営住宅使用料の過大徴収に係る返還について（建設部）

市営住宅の簡易耐火構造平家建住宅346世帯において、住宅使用料算定の際に用いる経過年数係数に誤りがあり、平成10年度から平成26年度まで市営住宅使用料を過大に徴収していたことが判明したため、正当な家賃へ改定するとともに、過大徴収額を返還するもの。

(1) 主な内容

ア 返還金の対象者

過年度の市営住宅使用料の過大算定等によって発生した過誤納金が判明したときは、当該過大算定等の対象となった納付者に対して返還金を支払うものとする。

イ 返還金の額等

返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

① 過誤納金

過誤納に係る収納の日に遡及して返還するものとする。

② 過誤納金に係る利息相当額(以下「返還加算金」という。)

返還加算金の額は、過誤納金に係る収納を確認した日の翌日から通知の日までの日数に応じ、当該過誤納金に民法第404条の規定による割合（年利5%）を乗じて得た額とする。

ウ 返還金の通知

返還金を支払うときは、返還金の対象者に通知するものとする。

#### エ 返還金の支払

返還金の通知を行ったときは、速やかに返還金を支払うものとする。ただし、返還金の対象者に住宅使用料等の滞納がある場合は、返還金を当該滞納額に充当することができる。

住宅使用料が生活保護費により支払われたものの取扱いは、生活保護担当課と別途協議する。

#### (2) 今後の予定

- ・平成27年7月 石巻市営住宅使用料過誤納金返還金支払要綱の制定  
返還額精査、退去世帯等調査
- ・平成27年8月 該当者へ過大徴収に係る返還金支払決定通知
- ・平成27年9月 返還額の口座振込開始

#### 4 平成27年度石巻市優良建設工事施工業者表彰について（工事検査室）

工事成績が特に優良と認められる建設工事を選定し、これを施工した業者を表彰することにより、建設工事の質の向上を図るもの。

#### (1) 主な内容

表彰対象：1件の請負金額500万円以上の建設工事

表彰基準：工事成績調書の総合点80点以上

平成26年度工事成績評価件数：202件

うち表彰該当件数：43件（42業者）

#### (2) 表彰式 平成27年7月13日

以 上